

従事者向け研修教材について

参考資料 4

こどもまんなか
こども家庭庁

従事者向け研修教材はこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya>



あわせて制度の解説動画（事業者向け）もご活用ください

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya>



従事者向け研修教材

標準動画	従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが望ましい標準的な内容を網羅した研修動画。法第8条等に基づく研修として、対象事業者は対象業務への従事者に、原則として（※）、標準動画を用いた研修を受講させる必要。 ※業界団体・対象事業者が独自に実施する研修（ガイドラインで定める研修事項を満たし、座学及び演習を行うものに限る。）を受講させることも可能。 動画URL： https://www.youtube.com/playlist?list=PLIQ7HtehdR3Lw0MnIF2kMrT-MrxcABcQr
研修資料	標準動画の内容を解説・補足する内容をまとめた資料。
要点動画	従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが最低限必要とされる事項を網羅した研修動画。法第8条等に基づく研修として、事業者は、不定期・短期間で従事する者等、標準研修の受講が直ちに困難である者については要点動画を用いた研修とすることが可能。 動画URL： https://www.youtube.com/watch?v=tk5ZpsTwRsQ
演習資料	従事者向けに演習を行う際に活用できる題材及びそれらの解説等をまとめた資料。
確認テスト	標準動画・研修資料に基づく研修の受講後、知識の定着を確認するためのテスト。
研修の手引き	事業者における研修の企画・運営担当者向けに、標準動画・研修資料を用いた研修の概要、実施方法、体制整備、記録管理、評価と見直し等について、実務的な観点から整理・解説した資料。



第3章 安全確保措置 1.早期発見のための取組

■安全確保措置の全体像

こどもの安全を確保するためには、日頃からの取組や、性暴力が疑われる場合に、適切かつ速やかに対応することが求められます。こども性暴力防止法では、そのための取組を「安全確保措置」といいます。性暴力を未然に防止し、性暴力が発生した場合は早期に発見するとともに、事実関係の調査を行い、被害にあったこどもの保護・支援や、更なる性暴力の防止につなげる取組です。

安全確保措置は、大きく5つに分けられます。

1.未然防止

服務規律などの整備・周知、施設・事業所環境の整備
従事者への研修、こどもや保護者への教育・啓発

2.早期発見

日常観察、相談窓口の設置・周知、面談・アンケート

3.性暴力の疑いを把握したときの初期対応

初期の聴き取り、事業者内での情報共有、被害にあったこどもの安全確保、保護者への連絡・説明

4.調査

証拠保全、聴き取り、事実の有無の判断

5.調査を踏まえた対応

方針決定、加害者への防止措置

被害にあったこどもへの保護・支援、関係者への対応・支援

従事者向け標準研修では、安全確保措置について、3章に分けて説明します。この章では、従事者の皆さんが、日頃から行うべき取組として、性暴力の早期発見のための取組について説明します。

未然防止

早期発見

初期対応

調査

調査を踏まえた
対応

本章で学ぶこと

1. 早期発見の重要性
2. こどもに対する日常観察
3. 面談・アンケート
4. 相談窓口の活用
5. 性暴力が疑われる場合の報告

設問2 事例3

事例

放課後児童クラブの職員は、夏場に外遊びで服を汚したこどもが一人で着替えようとしているところ、手伝いをすると申し出て一対一で上着を脱がせ着替えを手伝った。

設問

- 1 この事例はどのような場合に不適切な行為となるでしょうか。
また、このようなケースの場合、どのような点に気を付け、どのように対応すべきでしょうか。